

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から53年6月まで
昭和46年ごろ、私たち姉妹3人は美容院を経営しており、3人の国民年金保険料を合わせて納付していた。

ところが、社会保険庁の記録では、私だけに国民年金の未加入期間があるとのことであった。一緒に美容院を経営していた姉二人の国民年金保険料は、納付済みとなっているのに、私の国民年金の記録が7年近くも未加入となっているはずはなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、81か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金への未加入期間及び保険料の未納期間がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月ごろ払い出されており、申立期間において、申立人の夫は共済組合員であって、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金への加入、保険料の納付ができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録、市役所の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳において、申立人が国民年金に任意加入した日付は、昭和53年7月で一致しており、申立期間は未加入期間とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年2月までの期間及び59年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年2月まで
② 昭和59年2月から同年10月まで

昭和57年4月に、A市で勤務していた会社が倒産後、妻が区役所で国民年金の加入手続をし、保険料は区役所や銀行で納付した。

また、昭和59年2月にA市からB市に転居した際にも、妻が市役所で国民年金の再加入手続をして、国民健康保険税等と同時に国民年金保険料を納付していたが、保険料額等は記憶に無い。

申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私は国民年金に未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付したとされる申立人の妻の記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が居住したA市及びB市の記録においても申立人が国民年金に加入したことは確認できず、ほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人が昭和59年2月にB市へ転居し、後からB市へ引っ越してきた申立人の妻がさかのぼって国民年金の再加入手続をしたと主張しているが、申立期間②当時において、申立人は厚生年金保険の老齢年金受給資格期間を満了しているため、国民年金の任意加入対象者とな

り、申立期間②については、さかのぼって国民年金に加入及び国民年金保険料の納付ができない期間であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年12月まで

昭和44年3月から映画館に勤務していたが、当時、サービス業は厚生年金保険に加入することができなかつたので国民年金に加入し、49年には、厚生年金保険に加入することができた。私が国民年金に加入している間は、妻も国民年金に加入して、保険料を納付している。

家庭での諸々の支払いは私がしており、私は年金にも関心があったので、妻の分だけ国民年金保険料を納付して私の分を納付しなかつたことは絶対にない。

社会保険庁の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金保険料の納付時期、納付方法、納付金額及び納付場所に関する記憶は曖昧であり、同時に納付したとされる申立人の妻は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付したか、さかのぼって一括で支払ったか憶えていないとしているが、申立期間の国民年金保険料が現年度納付されたとする場合、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険の被保険者だった昭和49年4月ごろに国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、後日さかのぼって特例納付及び過年度納付により保険料を納付しており、「妻の保険料を納付して自分の分を納付しないはずはない。」と申し立てしているところ、申立人の保険料のみを現年度納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が特例納付されたと考える場合、申立人

は申立期間の保険料を妻の分と一緒に納付したと申し立てているところ、申立人の妻が、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した時点において、申立人は厚生年金保険の被保険者であるため、妻の保険料を納付して自分の分を納付しないはずがないとの申立人の主張には不自然な点が見受けられる上、社会保険庁において、申立人が申立期間の保険料を特例納付した場合に保管することとされている特殊台帳が存在しない。

加えて、申立人の妻については特例納付しているものの、申立人については、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立人に特例納付の勧奨が行われることはなかったと考えられる。

このほか、申立人が当時居住していた市に申立人の被保険者記録は存在せず、申立人が申立期間以降に国民年金の再加入手続を行ったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで
社会保険庁の記録では、平成2年11月から3年3月までは国民年金の未加入期間となっているが、2年10月に会社を退職し、同年12月に設立した会社が厚生年金保険適用事業所となるまでの間、A町役場で国民年金の加入手続きを行い、後日役場から送付されてきた納付書で、金融機関窓口において国民年金保険料を納付したと思うので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿索引票では、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は、昭和45年1月1日となっており、その後申立人が国民年金に再加入したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入となるため国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人が平成2年11月1日厚生年金保険を資格喪失したことに伴う申立人の妻に係る国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の社会保険庁オンラインシステムへの入力処理は、申立期間後（申立人の厚生年金保険資格取得後）の3年7月に行われていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できるとともに、申立人の妻についても、申立期間の一部は国民年金保険料の未納期間とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から43年2月まで
社会保険庁の記録では、昭和40年1月から43年2月までの国民年金は未加入となっているが、当時、毎月、地区の子供会の役員による国民年金保険料の集金が行われており、子供会を通じて保険料を納付していたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月に払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間において申立人の夫は共済組合員であって、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金に加入した経緯、時期及び手続の状況に関する記憶は曖昧である上、申立人は地区子供会の役員を通じて国民年金保険料を納付したとしているが、当時の子供会の役員には連絡が取れず、集金状況等を確認できないため、国民年金への加入、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

夫の両親が、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずだ。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の年金記録では、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、市役所が保管している申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格取得日は41年4月1日とされており、申立期間は未加入期間とされている上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないため、市役所において、申立人の保険料に係る納付書の作成等は行われなかったものと考えられる。

また、申立期間は60か月と比較的長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫の両親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 324 (事案 20 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録では昭和 36 年 1 月 1 日に A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、38 年 3 月 1 日に再取得したとされているが、途中で退職したことも、勤務時間が短くなったこともなく、仕事内容も変わらず、昭和 35 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで一貫して A 事業所に勤務した。厚生年金保険加入記録が 2 年以上も空白になっているのは納得できない。当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について昭和 35 年 8 月 1 日に資格取得、36 年 1 月 1 日に資格喪失及び被保険者証回収の記載があり、38 年 3 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の資格を再取得するまでの当該申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、その間、申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は無いことなどを理由に、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、社会保険庁が保険料の収納率を上げるために厚生年金保険加入記録をさかのぼって改ざんしていたと報道されていることから、自身の厚生年金保険加入記録も改ざんされているのではないかと主張し、当該報道に係る新聞記事を提出しているが、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該新聞記事にあるような改ざんをうかがわせる記載は無く、当該新聞記事は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
(A 鉱業所)
② 昭和 23 年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで
(B 鉱業所)

昭和 23 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで A 鉱業所に勤務した。その後同年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで B 鉱業所に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、いずれも厚生年金保険加入記録が無い旨の回答だった。戦後まもなくのころで、炭坑を転々としていた。勤務していたことに間違いはないと思うので、上記期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の A 鉱業所での勤務内容の記憶から、申立人が当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、A 鉱業所は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管されておらず、申立人も、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所が保管する A 鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立期間①に A 鉱業所に勤務していた同僚は、「当時は正社員と臨時夫の区分があり、その区分によって厚生年金の加入に違いがあったかもしれない。」と供述しており、また、別の同僚は、「入社当初は、臨時で雇われていたが、正規雇用となってから厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険加入は本人が記憶している入社時期よりも 1 年以上遅れていることから、A 鉱業所においては、すべての従

業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人は、A 鉱業所に在籍していた期間について、「はっきり覚えていないが、1 か月間ないし3 か月間だったと思う。」とし、「入社してからの最初の3 か月間は試用期間で、本工の人に仕事を教えてもらっていた。」とも供述しており、A 鉱業所が従業員を厚生年金保険に加入させる際の要件に該当する前に申立人が退職した可能性がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人のB 鉱業所での勤務内容の記憶から、申立人が当該事業所に勤務したことは推認することができる。

しかしながら、B 鉱業所は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管されておらず、申立人も、申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所の記録によると、B 鉱業所は昭和 27 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において、B 鉱業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管するB 鉱業所に係る厚生年金保険の新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない。

加えて、申立人は、B 鉱業所の同僚等の氏名を記憶しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで
昭和 51 年 3 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで A 社に勤務した。A 社に入社時から 2 年目までの手取りが 12 万円程度、3 年目からの手取りが 13 万円程度だったことを鮮明に記憶しており、社会保険庁の標準報酬月額に係る記録が、入社時 8 万 6,000 円、退職時 11 万 8,000 円とされていることと相違がある。申立期間について標準報酬月額の決定に疑義があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は現存しているが、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる資料は保存されていない上、A 社健康保険組合も、申立期間に係る標準報酬月額が確認できる資料は保存していないとしているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は一致しており、同名簿において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる申立人を含む 43 名の資格取得時の標準報酬月額は、7 万 2,000 円の者 2 名、8 万円の者 2 名、8 万 6,000 円の者 9 名、9 万 2,000 円の者 21 名、9 万 8,000 円の者 9 名であり、申立ての 12 万円の標準報酬月額に該当する者は見当たらず、同僚らと比較して、申立期間の標準報酬月額の決定に不自然な点は見られない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人と同じ九州担当の営業をしていた同期入社の方は、申立期間において、申立人と同じ標準報酬月額で推移していることが確認できる。

加えて、申立人は、当時の給料が 12 万円から 16 万円だったと記憶している

ことを根拠に申立てを行っているが、申立てている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶していない上、申立人が知る同期入社の方3名は、「申立期間に係る給与明細書等厚生年金保険料を控除されていることが確認できる資料の保存は無い。」と供述しており、A社において、社会保険事務所が記録している標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年9月14日まで
昭和24年4月1日からA社に在籍しているが、社会保険庁の記録では27年9月15日から厚生年金保険に加入とされており、24年4月1日から27年9月14日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の業務を引継いでいるB社は、申立人に係る人事記録等を保管していないとしている上、申立人は死亡しており、申立てを行った申立人の妻も、「結婚前のことであり、具体的な入社時期は分からない。同僚の名前も覚えていない。」としているため、申立期間においてA社で厚生年金保険に加入していた者20名に照会したが、申立人のA社での在籍期間について具体的な供述を得ることはできず、申立人のA社での在籍期間を確認することができない。

また、申立人の申立てに係る事実を確認できる賃金台帳等の関連資料及び周辺事情は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和27年9月15日資格取得、34年2月28日資格喪失とされており、これ以前に、申立人がA社において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

加えて、当委員会が照会したA社の同僚のうち、14名が自身のおおよその入社年月日を記憶していたが、このうち7名は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得が入社よりも数か月遅れていることが確認でき、同社では、申立期間当時すべての従業員を入社後、すぐに厚生年金保険に加入させていたわけ

ではないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 10 月まで

昭和 45 年 9 月に A 社に勤務時間 8 時間のパート社員として入社して 48 年 10 月まで勤務した。A 社在籍中、子宮外妊娠のため入院した際、健康保険証を使ったので医療費がすごく安かったことを覚えている。社会保険事務所に照会したところ、A 社の厚生年金保険加入記録が全く無いとのことだった。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び元上司の供述により、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険の加入期間は、昭和 45 年 8 月 25 日から 47 年 1 月 12 日までの約 1 年半とされており、これ以降の期間について、申立人が A 社に在籍していたことを確認できる関連資料は無い。

また、合併により A 社の業務を引き継いでいる事業所では、当時の人事記録、賃金台帳等は保管していないとしており、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無が不明である。

さらに、A 社の元社会保険事務担当者は、「当時、A 社は日雇労働者健康保険にも加入しており、入社当初は、同健康保険に加入させ、様子を見て政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する日雇労働者健康保険被保険者手帳記号番号索引票において日雇労働者健康保険に加入したと記録されている者 3 名が、同健康保険への加入から 1 年ないし 4 年後に A 社において政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認でき、A 社の元社会保険事務担当者の供述どおり、当時、A 社では、入社当初は日雇労働者健康保険に加入させていたもの

と考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する日雇労働者健康保険被保険者手帳記号番号索引票により、申立人が昭和45年（月日不明）に同健康保険に加入していることが確認でき、申立人の同僚3名はいずれも、45年に日雇労働者健康保険に加入しているところ、それぞれ、45年11月1日、46年10月1日、47年1月1日に政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、申立人は申立期間を含む昭和45年8月22日から49年10月21日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているが、申立期間について国民年金保険料の還付を受けた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。